

議案第174号

川崎市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市建築審査会条例の一部を改正する条例

川崎市建築審査会条例（昭和26年川崎市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第3条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

建築基準法の一部改正に伴い、建築審査会の委員の任期を定めるため、この条例を制定するものである。